

厚木都市計画ごみ焼却場の変更に関する公聴会（公述意見の要旨と市の見解）

公述意見の要旨	市の見解
<p>【公述人1】 都市計画原案の位置及び区域について、反対の立場で意見を述べます。 1 回答書の書き換えについて 平成24年12月、金田地区環境保全委員会は、住民の意見を聞くことなしに厚木市の提案を受け入れるという回答書原案を提出しました。私は審議を行った委員会の場で、住民の意見を聞くべきだと主張しましたが、当時の委員長は、住民の意見を聞けば、反対意見しか出てこないから聞かないと述べています。これに対し、受け入れではなく話し合いに入るという委員の意見を取りまとめ、顧問が筆記しました。しかし当時の環境総務課長は、回答書を清書する際、建設受け入れの話し合いに入ると勝手に書き加えています。書き加える前の文書の開示請求を行いました。環境総務課長は捨てたと発言し、開示されませんでした。</p>	<p>平成24年11月19日付けで厚木市から金田地区環境保全委員会、金田上部自治会、金田中部自治会及び金田東部自治会へ依頼した「新たなごみ中間処理施設の建設について(お願い)」に対する、平成24年12月25日付けの「新ごみ中間処理施設の建設について(回答)」につきましては、金田地区環境保全委員会委員長、金田上部自治会会長、金田中部自治会会長及び、金田東部自治会会長の皆様、金田地区環境保全委員会での審議に基づき文書を取りまとめて押印し、御回答いただいたものと認識しております。</p>
<p>2 候補地検討基準のごまかし 平成24年3月の住民説明会の際に市長は、各課の専門家からなる候補地再検討委員会で審議を行い、金田を候補地と決定したと述べています。しかしながら当委員会では、候補地比較検討の評価基準に都市計画運用指針を利用しておらず、都市計画に知見のある方が一人もいなかったことは明白です。 また、河川法について検討されなかった結果、候補地決定後に金田は河川法規制区域であること、2メートル以上の浸水区域にあることが判明しました。まるで最初から金田ありきで評価項目が選択され、都合の悪いことは隠されているかのようです。 3 都市計画の知見は生かされたのか 平成28年12月に開催されたごみ中間処理施設整備事業環境影響予測評価実施計画書説明会において、当時の都市計画課長は、候補地再検討に当たっては、都市計画運用指針に基づき、工業系用途地域の外縁部に当たる場所を選定したと答弁しています。再検討委員会議事録にはそのような記録はなかったため、回答の根拠について改めて質問したところ、都市計画課は平成16年の候補地検討委員会の会議資料を持ち出し、環境アセスメント説明会での回答は一般的なものであると弁解しました。しかし、この候補地検討委員会の議事録にも、都市計画課が主張するような一般的な回答になる選定経過はありませんでした。 候補地再検討における8つの候補地は、何の基準もなく市内で3ヘクタール程度の場所を抽出しただけであり、河川法の土地利用制度を無視して決められたものです。都市計画についての知見を活用して候補地を決めたとは考えられません。</p>	<p>建設候補地につきましては、平成16年度に設置した、「厚木市中間処理施設候補地等検討委員会」において、平成15年度に策定した「厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画」に基づき、金田地区を含む全ての候補地における法的規制、将来計画等について候補地の検討を行い「中間処理施設建設候補地に係る報告書」をまとめました。 その後、平成20年度に開催された「厚木市ごみ中間処理施設建設候補地再検討委員会」において、9箇所を抽出し、9分類34項目の評価項目による再検討を行い、「厚木市ごみ中間処理施設建設候補地再検討報告書」をまとめました。さらに平成22年度には、検討調査結果を踏まえ、候補地について参考意見を聞いております。 この再検討委員会からの意見を踏まえ、平成23年度に厚木市経営会議での審議などを経て、厚木市として総合的に判断し、「金田地区」を候補地として政策決定したものです。 なお、「厚木市中間処理施設候補地等検討委員会」には当時の都市計画課長が委員として出席し、「厚木市ごみ中間処理施設建設候補地再検討委員会」においては、厚木市都市計画審議会から選出いただいた委員の方も参画するなど、候補地については都市計画上の観点からも検討を進めてきたものです。</p>
<p>4 住民参加について 厚木市には自治基本条例が制定されておりますので、こうしたごみ焼却場問題にも住民の自由な意見が反映されて当然です。しかし、市は、住民の意見は求めるものの、全く聞こうとしません。条例で定められた住民意見の意思決定の反映の機会もなく、反対意見はことごとく無視されている現状があります。 平成25年8月に行われた自治会長主催の会は、名称は計画公開であって、一方的に自治会長が意見を押し付けるものでした。これに対する住民の意見のうち、8割は反対意見でした。 住民参加の一つの手法であるワークショップも行われましたが、周辺整備を考える会が作られ、住民には公開されず、一部の参加者による検討結果が公表されただけでした。これはワークショップとは言いません。厚木愛甲環境施設組合は、住民意見について自治会長に相談したと主張していますが、住民の意見を遠ざけるようなやり方が環境アセスメント県知事意見書にかなうのでしょうか。 厚木市長は市議会において、住民との話し合いを7回行ったと答弁しましたが、内訳は自治会長主催の会が3回、環境保全委員会委員との話し合い並びに懇親会がそれぞれ2回です。反対意見もあるでしょうが、実際に一般住民と話し合ったのは1回だけでも関わらず、7回行ったと答弁するのが自治基本条例を体現する市長のやり方でしょうか。 平成23年7月、当時の環境農政部長は、農用地であっても公共事業であれば農地転用はすぐにと答弁しています。これは都市計画決定すれば手順を踏まえずとも何でもできると言っているのと同じです。この発言が都市計画審議会の委員に通じるとは思えません。</p>	<p>平成23年7月に、金田地区環境保全委員会に新たなごみ中間処理施設の建設候補地として金田地区を選定した旨を御説明して以来、厚木市と金田地区自治会等との間で基本協定書を締結した平成25年11月までの間、金田地区環境保全委員会、金田地区環境保全委員会建設対策部会、金田地区正副自治会長会議、隣組長への説明会、地元住民への説明会、金田地区新ごみ焼却場建設に反対する会との意見交換会などで、建設の受け入れについて数多くの協議を行ってまいりました。 基本協定書の締結につきましては、そういった経過を踏まえ、金田地区環境保全委員会や金田地区正副自治会長会議などにおいて、それぞれの立場の皆様方があらゆる角度から慎重に協議を重ねられ、住民の皆様のご御意見等も伺った上で、協定締結に至ったものであると認識しており、住民の皆様への説明は十分に行い、合意形成をしてきたと判断しております。 また、周辺整備につきましては、金田地区の老人会、子ども会育成会、青少年健全育成会、婦人会などから選出された皆様と金田地区3自治会の正副自治会長等25人の委員で組織された「金田地区周辺整備を考える会」において、金田地区内のアンケート調査や回覧を通して住民の皆様のご御意見も伺った上で、平成29年5月から1年間にわたり検討をしていただいております。役割を果たしていることと認識しております。</p>

公述意見の要旨	市の見解
<p>【公述人2】 都市計画原案の位置及び区域について、反対の立場で意見を述べます。 1 金田は適地でなく、選定方法が不適切であることについて 平成20年度の候補地再検討報告書では、建設予定地の半径500メートル以内に観光拠点がないため、金田を評価していますが、三川公園の計画を無視しており、金田に決定するための作為を感じます。 平成21年度の候補地再検討補完調査において、金田と次点の評価点は一点差ですが、金田は既存施設に隣接しているため便利であるが、次点は新しい場所につき一定期間案内や周知を要するという、こじつけのような理由で差がついています。当初の検討委員会の、迷惑施設は市内で共有すべきで、金田はその役割を果たしたという考えは意図的に消され、金田が30年近く協力してきたことが考慮されていません。 また、市は国の基準より厳しい運用をするので健康を害する心配はありませんと主張しています。もし健康への悪影響がないのであれば、建設予定地の半径500メートル以内に病院、学校、文化財がないことは、評価するに当たりません。 そもそも、平成17年の市職員による候補地選定において金田は、焼却場は工業系の用途地域に作るという都市計画運用指針に抵触すること、農用地解除手続に時間を要すること、中心市街地に近く愛川町、清川村から遠いことを指摘されていました。ところが、平成20年からの候補地再検討委員会では、金田が厚木市の中央に位置していることを選定理由の一つに挙げています。金田は南北方向には中央に位置しますが、東西方向には東端であり、かつ他市との境界付近です。さらに、河川保全区域、浸水区域であることも隠しており、最近になって土盛りが必要ということになったのです。建築に向かない金田を選定した背景は、金田ありきだったからです。 候補地再検討委員会では、当初3ヘクタール以上の用地が必要とされていました。しかし、平成23年7月の経営会議では、地価が高いことを理由に、現施設との一体整備を条件に施設部を1.8ヘクタールに縮小した上で金田を候補地にしています。その後、わざわざ地価単価の高い焼却施設の隣に、3.8ヘクタールの緑地を確保することになりました。選定根拠は崩れており、候補地の取得費用に関する妥当性の検証もされていません。</p>	<p>建設候補地につきましては、平成16年度に設置した、「厚木市中間処理施設候補地等検討委員会」において、平成15年度に策定した「厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画」に基づき、金田地区を含む全ての候補地における法的規制、将来計画等について候補地の検討を行い「中間処理施設建設候補地に係る報告書」をまとめました。 その後、平成20年度に開催された「厚木市ごみ中間処理施設建設候補地再検討委員会」において、9箇所を抽出し、9分類34項目の評価項目による再検討を行い、「厚木市ごみ中間処理施設建設候補地再検討報告書」をまとめました。さらに平成22年度には、検討調査結果を踏まえ、候補地について参考意見を聞いております。 この再検討委員会からの報告を踏まえ、平成23年度に厚木市経営会議での審議などを経て、厚木市として総合的に判断し、「金田地区」を候補地として政策決定したものです。 なお、「厚木市中間処理施設候補地等検討委員会」には当時の都市計画課長が委員として出席し、「厚木市ごみ中間処理施設建設候補地再検討委員会」においては、厚木市都市計画審議会から選出いただいた委員の方も参画するなど、候補地については都市計画上の観点からも検討を進めてきたものです。</p>
<p>2 住民との合意が形成されなかったことについて 住民との合意形成について、厚木市は、平成25年11月の協定書の締結をもって住民の合意を得たと判断しているようですが、これは自治会長並びに一部の委員が、地元の意見集約の努力を経ずに締結したものに過ぎません。例えば、住民総会や住民アンケート等は実施されていません。 現施設の運用に、金田地区が30年近く協力してきたことを考慮すれば、次は他の場所を選定するのが当然です。これまで署名や意見書、陳情で訴えてきましたが、市の回答は、国の公害防止基準より厳しい基準で運用するので御理解ください、というものです。基準を満たしているといっても、ごみ焼却施設が近くにあって住民が不快に思うのは当然なのですから、国の公害防止基準より厳しい運用するために、最新設備を導入するのは当たり前ことです。 協定書が締結される直前の平成25年10月10日の環境保全委員会では、市担当部長から、9月から10月の初めにかけて実施した戸別訪問調査の結果が報告されました。しかしながらその調査では、有用な施設や周辺環境の整備を行う等の条件付きで賛成という立場の方も一律に賛成とみなしているため、設問と集計が食い違っています。市は、この調査結果をもとに協定書締結の強行採決を行いました。さらに、調査期間中の10月1日に、既に調査結果が作成されていたことが明らかになっています。訪問結果の元となるメモ類も破棄したとのことです。本当に200軒程度訪問したのかも疑わしいです。情報を破棄したことにして追及を逃れるのは、今の森友・加計問題と同じようなことではないでしょうか。 市は、これまでの説明会や報告会を全て形式的に行ったことを反省し、公聴会が形式的なものにならないよう配慮すべきです。</p>	<p>平成23年7月に、金田地区環境保全委員会に新たなごみ中間処理施設の建設候補地として金田地区を選定した旨を御説明して以来、厚木市と金田地区自治会等との間で基本協定書を締結した平成25年11月までの間、金田地区環境保全委員会、金田地区環境保全委員会建設対策部会、金田地区正副自治会長会議、隣組長への説明会、地元住民への説明会、金田地区新ごみ焼却場建設に反対する会との意見交換会などで、建設の受け入れについて数多くの協議を行ってまいりました。 基本協定書の締結につきましては、そういった経過を踏まえ、金田地区環境保全委員会や金田地区正副自治会長会議などにおいて、それぞれの立場の皆様方があらゆる角度から慎重に協議を重ねられ、住民の皆様のご意見等も伺った上で、協定締結に至ったものであると認識しており、住民の皆様への説明は十分に行い、合意形成をしてきたと判断しております。</p>

公述意見の要旨	市の見解
<p>【公述人3】 都市計画について、反対の立場で意見を述べます。 環境問題について 汚染物質の毒性や環境への影響については、未知の部分が多くあります。汚染物質が土壌や大気中でどのように移動し、人の生活する領域や人体に達する可能性があるのか、そのメカニズムも良く分かっていません。汚染物質は長期間に渡って人体に少しずつ蓄積され、傷つけていくという可能性もあるため、病気になったとしても、原因の究明並びに責任の追及が難しいです。さらに、一度汚染物質による問題が発生すると、取り返しのつかない恐れがあります。</p> <p>大事なことは、環境汚染や被害が明らかになる前の予防観測です。問題の発生を防ぐためには、一部の人のみで情報を独占せず、多くの人、中でも被害を受ける可能性のある人たちに、積極的に情報を公開することが重要です。それによって、被害を防ぐ制度を作り、被害や関心のある多くの人たちが参加できるような体制を作る必要があると考えます。</p> <p>ごみを焼却するという方法は一見安上がりに見えますが、不十分な処理の結果、汚染が広がり、人の命や健康に影響を与えれば、取り返しのつかない問題です。これまでの処理の方法も、根本的に見直す必要があると考えます。</p> <p>一般廃棄物の処理については、製造、販売、消費の全ての主体が処理に掛かる費用を直接分担する仕組みになっていないため、一般廃棄物削減の努力が不十分であると考えます。</p>	<p>新たなごみ中間処理施設につきましては、厚木愛甲環境施設組合において整備を進めておりますが、ごみの適正処理はもとより、排ガス濃度の基準につきましても法規制値よりも厳しく、県央地区では最も厳しい自主規制値を定めるなど、環境に配慮した施設となるような計画を進めております。</p> <p>本施設は、神奈川県環境影響評価条例に基づき、現地調査を実施した上で、環境影響予測評価を行い施設の工事中及び稼働後における周辺環境への影響の程度は少なく、環境の保全について適切に配慮している計画であります。また、この事業計画を環境保全上の見地からより良い施設とするため、事業着手から供用開始1年後まで6年間は、事後評価を行うことを環境影響予測評価書案に定め、稼働後1年目以降も同様に施設維持管理の中で環境への影響を確認するとともに、排ガスの測定値を表示する電光掲示板を設置するなど施設稼働中の施設状況の情報公開を行ってまいります。</p> <p>なお、ごみの処理の方法としては、ごみを高温で衛生的に焼却処理することは最も適切なごみ処理方法と認識しております。</p> <p>一般廃棄物の削減については、ご意見のとおり処理経費の削減の観点からも大変重要なことと認識しておりますので、市民の皆様の御協力をいただきながら、更なるごみ減量化・資源化に努めてまいります。</p>
<p>【公述人4】 都市計画について、反対の立場で意見を述べます。 住民との合意が形成されなかったことについて ごみ焼却場の建設予定地を金田に決定するのは、長年我慢してきた住民の感情を無視するものです。環境センター建設当時の厚木市長は、次の焼却場は金田以外に建設する旨の発言をしていたにも関わらず、再度金田を選定することに疑問が残ります。</p> <p>平成24年の年末に、金田3自治会の会長が前向きに検討すると市に回答していますが、その事実は住民には知らされていませんでした。年が明けて平成25年の2月に、新ごみ中間処理施設建設に反対する会が、金田地区を候補地とすることを見直すことを要請した陳情書を、市長宛てに署名文として提出しました。結果、金田の自治会加入世帯の6割に当たる1,076人の署名が集まりましたが、すぐ一か月後の3月、金田の自治会は建設を基本的に受け入れる合意書を市に提出しました。提出に当たり、自治会の組織的な決議や、住民等の総会での議決はありませんでした。金田の自治会長は住民にとって重要な事柄について、住民との合意形成が不十分なまま判断したということです。</p> <p>その後、11月6日の金田地区環境保全委員会で、この都市計画に関する協定書に基づく協定の決議がありました。住民不在の委員会で判断して良いのかという意見もありましたが、この委員会は各組織の代表が集まっているため、議決を行っても良いと委員長は強硬採決を行い、多数決で議決となりました。</p> <p>ごみ焼却場受け入れの前向きな検討をするという自治会長の回答、協定決定書の合意書、協定書に基づく市との協定、この3つの重要なことは、住民との合意形成が不十分な砂上の楼閣のようなものです。したがって、私はこの都市計画に反対します。</p>	<p>平成23年7月に、金田地区環境保全委員会に新たなごみ中間処理施設の建設候補地として金田地区を選定した旨を御説明して以来、厚木市と金田地区自治会等との間で基本協定書を締結した平成25年11月までの間、金田地区環境保全委員会、金田地区環境保全委員会建設対策部会、金田地区正副自治会長会議、隣組長への説明会、地元住民への説明会、金田地区新ごみ焼却場建設に反対する会との意見交換会などで、建設の受け入れについて数多くの協議を行ってまいりました。</p> <p>基本協定書の締結につきましては、そういった経過を踏まえ、金田地区環境保全委員会や金田地区正副自治会長会議などにおいて、それぞれの立場の皆様方があらゆる角度から慎重に協議を重ねられ、住民の皆様のお意見等も伺った上で、協定締結に至ったものであると認識しており、住民の皆様への説明は十分に行い、合意形成をしてきたと判断しております。</p>